

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（317））
2. 日時：平成29年9月1日 13時30分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、大塚安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、
正岡安全審査官、穂藤保安規定係長、土野技術参与

（システム安全研究部門）

笠原技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員（発電管理室長代理） 他11名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力技術 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力安全評価チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力運営）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「6条 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）」について、提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 敷地境界との関係で森林からの離隔距離が確保できない防潮壁に対して離隔距離を確保するための敷地管理を他事業所に頼るとしている方針について、審査会合や前回ヒアリングで指摘しているが、防潮壁の所有者として日本原電が他事業所の敷地をどのように管理するのか整理して提示すること。
 - 防火帯と防潮壁の間にある共通路の管理方法について、竜巻による敷地外からの飛来物の管理方法と齟齬のないよう整理して提示すること。
 - 熱影響評価について、パラメータの設定根拠を具体的に示すとともに評価の過程を整理して提示すること。
 - 熱影響を考慮して取り付けている防潮堤の止水ジョイント部の鋼製防護部材について、防潮壁の天端には防護部材を取り付けていないが、想定する火炎長と防護部材の取り付けの関係を整理して提示すること。
 - 津波監視カメラは森林火災の影響で1台が機能喪失しても津波監視機能に影響はないとしている設計方針について、影響がない根拠を整理して提示すること。

- 森林から防潮壁の鉄筋コンクリート部や止水ジョイント部までの離隔距離について、算出の前提条件及び過程を整理して提示すること。
- 航空機落下確率の算出において、 χ 二乗分布の中央値を用いることの妥当性を整理して資料に明示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 外部火災影響評価について
- ・ 東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止（外部火災）（審査会合における指摘事項の回答）
- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 審査会合における指摘事項に対する回答一覧表（外部からの衝撃による損傷の防止（6条）外部火災関連）